

住宅性能評価書等の押印廃止について

日頃より当協会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和 6 年 12 月 27 日付で公布された「建築基準法及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省令第 111 号）」により、建築基準法等に規定する確認済証、住宅性能評価書等について、押印を不要とする様式に改められました。

これに伴い、当協会では、先行して令和 7 年 4 月 1 日から確認済証等の押印（機関印）を廃止しておりますが、このたび、住宅性能評価書等におきましても、各種様式に押印を行わないことといたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 押印廃止の開始日

令和 7 年 5 月 1 日以降に交付するもの

2. 押印を廃止する業務

① 住宅性能評価

設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、検査報告書等

② 長期使用構造等確認

長期使用構造等である旨の確認書等

③ 低炭素建築物に関する技術的審査

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証等

④ 性能向上計画認定に関する技術的審査

性能向上計画認定に係る技術的審査適合証

・引受承諾書等も含みます。

・紙交付のものにつきましては、従来一部業務で使用していた「コピー偽造防止用紙」は「透かし」に変更します。

3. 押印廃止の対象外の業務

① 住宅省エネルギー性能証明

② 住宅性能証明